

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和2年1月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のため>

※きたみらい農協端野年金友の会様（端野町）

<故人が生前お世話になったため>

○安部 一巳様（相内町）	30,000円	○小林 博己様（東陵町）	30,000円
○菊池 智江子様（端野町）	30,000円	○塚本 千代子様（端野町）	50,000円
○菊地 みよ子様（留辺蘂町）	30,000円	○松本 敬子様（留辺蘂町）	10,000円
○的場 彰子様（留辺蘂町）	20,000円	○鎌水 茂子様（留辺蘂町）	50,000円

<福祉推進のため>（常呂地域のため）

○（有）三興エンジニアリング様（群馬県） 500,000円